

## 地方独立行政法人北九州市立病院機構 中期目標期間評価実施要領

地方独立行政法人法第28条第1項第3号の規定に基づき、北九州市長（以下「市長」という。）が、地方独立行政法人北九州市立病院機構（以下「法人」という。）の中期目標の期間における業務の実績に関する評価（以下「中期目標期間評価」という。）を実施するにあたっては、「地方独立行政法人北九州市立病院機構業務実績評価の基本方針」に基づき、以下の要領により実施する。

### 1 評価区分

#### (1) 全体評価

中期目標の期間における業務の実績全体について評価を行う。

#### (2) 項目別評価（大項目評価）

法第25条第2項第2号から第5号の各号に基づき、中期目標に掲げる第1から第4の事項について評価を行う。

### 2 評価結果の公表

評価の結果は、評価区分ごとに評価結果報告書にとりまとめ公表する。

### 3 評価方法

#### (1) 法人の自己評価

法人は、中期目標及び中期計画の実施状況等が明らかになるよう、大項目ごとの中期目標の期間における業務の実績について、次の5段階で自己評価を行い、判断理由等を記載した業務実績報告書を作成する。

なお、業務の実績には、病院ごとの実績がわかるよう工夫し、中期目標の期間の全体的な取組状況や大項目ごとの取組状況及び特記事項を記載するものとし、自己評価は、病院の自己点検に基づき、法人として行うものとする。

評価S 特筆すべき達成状況にある

評価A 目標以上を達成している

評価B おおむね目標どおり達成している

評価C 目標を十分に達成していない

評価D 目標を全く達成していない

## (2) 項目別評価（大項目評価）

市長は、業務実績報告書に記載の法人の自己評価及び中期目標の期間における各事業年度の評価結果を踏まえ、大項目ごとの中期目標の期間における業務の実績について、次の5段階による評価を行う。

評価S 特筆すべき達成状況にある

評価A 目標以上を達成している

評価B おおむね目標どおり達成している

評価C 目標を十分に達成していない

評価D 目標を全く達成していない

## (3) 全体評価

市長は、項目別評価（大項目評価）の結果を踏まえ、中期目標の期間における業務の実績全体について、記述式による総合的な評価を行う。

その評価にあたり、項目別評価の結果及びその判断理由とともに、特筆すべき取組や今後改善を期待する取組などについて記載するものとする。

## 4 評価委員会からの意見聴取

市長は、前述の項目別評価、全体評価を行うときは、あらかじめ、地方独立行政法人北九州市立病院機構評価委員会の意見を聴くこととする。